

## 「令和3年度ものづくり企業ガイドブック魚沼」掲載企業募集等に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新潟県魚沼地域振興局企画振興部（以下「振興局」という。）が魚沼市内のものづくり企業に対する地元高校生等の理解及び就職の促進を図ることを目的として作成する「令和3年度ものづくり企業ガイドブック魚沼」（以下「ガイドブック」という。）に掲載する企業の募集及び原稿の作成等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載事業所の要件)

第2条 原則として、ガイドブックに掲載する事業所（以下「掲載事業所」という。）は、魚沼市内に所在地のある日本標準産業分類で定められた製造業であることを要件とする。

### (掲載の申込み)

第3条 ガイドブックへの掲載を希望する企業は、別に定める期日までに、振興局へ別紙様式1「掲載申込書」を提出するものとする。

### (要件の審査)

第4条 前条の掲載申込書を受理した場合には、振興局は、第2条に規定する要件の適合性を審査する。

2 前項の審査の結果、要件に適合しない場合、振興局は、掲載の申し込みをした企業へ審査結果を通知する。

### (掲載事業所の決定)

第5条 振興局は、前条の審査の結果、要件に適合すると認められる事業所を掲載事業所として決定し、決定内容を掲載の申込みをした企業へ通知する。

2 掲載事業所が、第2条で定める要件に該当しなくなった場合、振興局は、掲載事業所の決定を取り消すことができる。

### (暴力団関与の属性要件に基づく決定取り消し)

第6条 前条第2項に定める場合のほか、掲載事業所の決定を受けた企業（以下「決定企業」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、振興局は、決定を取り消すことができる。

(1) その役員等（決定企業が個人である場合にはその者を、決定企業が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると

認められるとき。

- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 決定企業が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、振興局が決定企業に対して当該契約の解除を求め、決定企業がこれに従わなかったとき。

（原稿の作成）

- 第7条 決定企業は、印刷に係る契約を振興局と締結した事業者（以下「印刷事業者」という。）から電子メールにより送付される別紙様式2「企業情報調査票」に必要事項を入力し、指定された期日までに、印刷事業者へ電子メールにより提出する。
- 2 印刷事業者は、決定企業から送付のあった企業情報調査票に基づき、初稿を作成し、振興局及び決定企業へ電子メールで送付する。
  - 3 振興局及び決定企業は、送付された初稿を確認し、修正の必要がある場合は、指定された期日までに修正内容を印刷事業者へ電子メールで連絡する。なお、修正の必要がない場合も、指定された期日までに印刷事業者へその旨をメールで連絡するものとする。
  - 4 印刷事業者は、前項の規定により連絡のあった修正内容に基づき、第2稿を作成し、振興局及び該当する企業へ電子メールで送付する。
  - 5 振興局及び該当する企業は、送付された第2稿を確認し、修正の必要がある場合は、指定された期日までに修正内容を印刷事業者へ電子メールで連絡する。なお、修正の必要がない場合も、指定された期日までに印刷事業者へその旨をメールで連絡するものとする。
  - 6 印刷事業者は、前項の規定により連絡のあった修正内容に基づき、最終稿を作成し、振興局へ電子メールで送付する。
  - 7 振興局は、最終稿を確認の上、印刷事業者へガイドブックの印刷作業を開始する旨の指示をする。
  - 8 振興局は、初稿及び第2稿を確認し、ガイドブック全体の整合性を確保するために必要があると認められる場合は、決定企業と原稿内容について協議する。この場合、決定企業は、振興局との協議に応じなければならない。

（ホームページへの掲載）

第8条 ガイドブックの電子データは、振興局ホームページに掲載する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月27日から施行する。